



千八百七十八年十一月廿七日  
横濱「チャップン」ガゼツト新聞譯

大藏省  
翻譯課

4055





新聞譯

八百七十八年十一月二十七日 橫濱「ヂヤツパン」ガゼツ

凡二 鬼頭悌二郎 譯

大正十一年四月

吾曹昨日英京倫敦、通ノ確報ヲ得ルアリテ既ニ其趣旨  
 ヲ紙上ニ登録シ以テ普ク看客ニ通示セリ  
 蓋シ其報道スル所ニ就テ視レハ倫敦、巴理、アムステルダムノ銀  
 行者輩ハ到底日本現行ノ如キ錯雜紛乱ノ法制行ハル、尙ハ其  
 財政ノ狀況ニ付テ之ヲ良シトスルノ説ヲ懐カサルモノ、如シ  
 サレバゴソ其報スル所ニ依レハ紙幣發行ノ制限ヲ嚴密ニ設ケ  
 テ以テ欧州財主輩ニ對シテ無難ナルヲ証スルノ必要ナルヲ  
 論セリ夫レ欧州財主輩ノ如キ既ニ多年ノ苦辛經驗ニ依リテ  
 現ニ露西亞、土耳其、埃及ノ三國ヲ以テ蒸氣力印刷機ヲ以テ約  
 ヲ濫製セシテ明知スル輩ナレハ別シテ紙幣發行ノ制限ヲ設ル

ヲ懇望スルナリ  
曾テ日本ノ報告者ヨリ吾輩記者ニ示セシ事柄アリテ吾輩  
レク論及マシテ所見ヲ開陳シテ前説ノ欠  
ヲ補ハン  
想々ニ倫敦ノ理財家輩ニ日本ノ用度節減ノ法ヲ設クルノ今日  
ニ尺クヘクテサルノ下ニ付キ切ニ希望スル所アルガ如シ實ニ  
此輩ハ之ヲ欲スルノ意願フル切ニシテ日本大藏卿ヲシテ其謂  
公正必要ノ戦争起ルニアラサレハ僅ニ一厘一毛ノ微ニ空ルマ  
テモ歳入ヲ以テ歳出ニ充テシメ寸毫モ不足ヲ生マシメサラン  
下ヲ欲スルナリ  
抑モ倫敦巴黎ノ理財家輩ハ日本ノ財政ヲ以テ宜シキヲ得サル  
モノトナレ其紙幣増加ノ如キハ全ク有害不良ノ処置ニシテ素  
ト止ムヲ得サルニ出タルニアラス且ツ其増加ヲ要スルノ所以

ナキモノト為スナリ

トミ

目下日本ハ糾問中ノ位置ニ在ル下ナレバ其挙動ヲ慎マサルヘ  
カラス何トナレハ夫レ日本ハ欧州ニ負債ノ在ルアレハ欧州ノ  
財主輩ハ綿密ニ日本ノ財政ヲ推究査問スルアレハナリ  
日本ノ現状ニ就テ論スレハ彼令々大隈公閣下ク何事ノ巧言ヲ  
以テ之ヲ編縫スルアルトモ國債日々に増加スルト云ハスシテ  
將夕何ト云ハン  
試ミニ疑ヲ左ニ列記シテ公衆ニ質ス  
日本國産ノ播殖ノ度保シテ國債増加ノ度ト割合ヲ同フスル  
乎  
日本諸官省ノ長官ハ皆其主務ヲ總裁ナルカ而シテ諸官省ノ長  
官タルモノハ制禦統轄シテ其ハナリ乎  
北海道開拓ノ事業ハ巨額ノ開拓費ヲ用ヒテ尚ホ依然行フナラ

得可キ乎

米其他ノ輸出品ハ夥多ノ高價ニ由リ人民ノ費用ヲ以テ

二三輩ノ利ヲ課ルヘキニシテ又制限ヲモ加フルトナリ

海陸軍ノ費用ハ毫モ訕問セザルモ又制限ヲモ加フルトナリ

レテ只其依ニ據置キ顧慮セサルモノ乎

大蔵省ハ無用ノ事業ヲ起スモノニ断ヘス貸付金ヲ為スアル乎

若シ為ストアレハ斯ル事業ノ如キハ固ヨリ無用ナルカ故ニ万

一ニモ实效ヲ奏スルトアルトモ日本帝國ノ起産興業上ニ莫大

ノ損害ヲ与スヘキモノナルヘシ

士族ノ如キハ万事務ニ合ハザルヨリ常ニ和メズシテ動

モスレバ輕挙返逆ヲ企テ國家ヲ顛覆シテ以テ其怨ヲ報セント

スルノ意アル乎

抑モ日本帝國ノ國産ハ僅々兩三輩ノ所有物ニシテ一般商賈財

政治若干貴權  
ノ手ニ出ツル

主輩ノ利益ヲ得ル為ニハ使用スルコトヲ得サル乎 凡此

日本帝國ハ寡頭政治ノ掠奪物タル乎

日本帝國ハ何故日本人民ノ共有物ナラサル乎日本ノ如キハ國

富ニ民勉メ且ツ繁栄シ一モ欠ルナキノ國利ヲ徭具セルニ

何故偏頗ノ処置ノ在ルアリテ私利ヲ營ム者ノ戯場トゾ変ヒ

ムルアル乎

日本ノ諸新聞ニシテ大膽ナラシメハ此カノ事ニ付テ充分討論

スル必アルヘシ何トナレハ夫レ以上ノ件々ノ如キハ實ニ目下

ノ難問ニシテ夫々答辯ヲ要スルモノナレバナリ

九五

大藏經

